

ムガル朝時代の文書行政について

近藤 治

はじめに

ムガル朝時代は文書が証拠としてもものをいう文書主義の社会であった。よく発達した官僚機構を通して中央から地方に伝えられる通達も、地方から中央へ上げられる報告も、すべて文書によるのが原則であり、官位や領地の授与も文書によって確認される必要があった。このために実に多くの文書が発給、受理、保管された。このようなムガル朝の支配方式は、これを評して「文書統治」(paper government)と呼ばれるほどであった [Mohiuddin 1971: 98]。

イスラーム世界の文書論として最近私の眼にとまったものだけでも、久保 1996、磯貝 1999、岩武 2000 などの論考があって、それぞれ興味深い指摘がなされている。ムガル朝時代の文書はかなりの部分が現在では散佚しているが、それでも現存する文書量は膨大であり、現在もその整理と目録化が部分的ながら進められつつある。それについては、たとえばデカン地方ハイダラーバードのアーンドラ・プラデーシュ州立文書館に保管されるシャージャハーンおよびアウラングゼーブ時代のデカン統治関係文書の整理と目録公刊計画に関し、私は以前に簡単ながら紹介しておいた [近藤 1984: 119, 124-125]。この整理作業のうちシャージャハーン時代の文書を担当した M. Z. アフメド (シャケブ) は、ヤードダージュト (yād-dāsht 記録類) を除く文書を 33 種に類別し、ヤードダージュトについては 61 種に分類している [Ahmed (Shakeb) 1977: xv-xviii]。しかし久保氏がイスラーム時代の中央アジア文書について紹介しているような、文書の社会的機能による分類とか、文書様式の変遷などについては、十分な検討が進められているようにはまだ見受けられない。

ところで、ムガル朝時代の公文書は皇室発給文書と官庁発給文書とに 2 類別されることがあるが [Tirmizi 1982: 213-215]、勅令はもちろん皇室発給文書の筆頭に属するものである。皇室発給文書には勅令のほか、戦勝を各地に布告する捷報 (fatḥ-nāma) や、外国との条約 ('ahd-nāma)、皇太后または皇后の名によって下された下命書 (ḥukm)¹⁾、皇子や

1) アクバル時代の大ハーン (khān-i khānān) のバイラーム・ハーン (Bairām Khān) とムヌイム・ハーン (Mun'im Khān) は、例外的に下命書発給の特権をもっていた [Tirmizi 1982: 214; 1989: 154]。

皇女名で出される令旨 (nishān) などがあるが、皇帝が皇族ないし廷臣に指示を与えた勅命書 (manshūr) や皇帝が筆耕 (munshī) に渡して記録にとどめるよう命じた短いメモ類 (ramz u ishāra) など、この類別に属する性格の文書ということができであろう [Moh-iuddin 1971: 50–54]。皇室発給文書はすべて最初の2行を用紙の中程付近から書きはじめ、約半分ないしそれ以下の長さに短くして書く約束になっていたが、これはもう一方の種類である官庁発給文書と区別するためにとられた方式であるとされる。

官庁発給文書は皇室発給文書の確認と補強を行なう文書や、その内容を関係部署に知らしめる布告、関係事案に関する指令などが含まれ、発給した官庁当局者の印章が付される。小稿では、種類も数量も膨大な数にのぼるこうした官庁発給文書はひとまず書き、ムガル朝時代の文書行政の脊梁をなす勅令 (farmān) 文書を取り上げ、それをいささか検討することによってこの時代の文書行政の一端に触れてみたいと思う。はじめに、ムガル朝社会がまさしく文書主義の社会であったことを、『アクバル会典』の記述を紹介しながら改めて指摘しておきたい。

なお小稿では、専門用語 (テクニカル・ターム) をこれに最も近いと思われる訳語にあえて置き代えて使用している。これについて、諸者諸賢からご意見を頂戴できれば幸いである。

I 文書主義の社会

ムガル朝時代の政治・経済を支える官僚体制は、皇室と軍隊と財務の3分野からなる。皇室関係の財産管理を担当する最高の責任者は管財長官 (mir-sāmān, khān-sāmān) である。彼は皇室直轄の武器製造の官宮工房 (kārkhāna) 等の管轄、皇帝への献上品の管理、下賜品の調達、宮廷職員の俸禄決定などのほか、死亡した官僚の一時的財産保管等を担当する部署の責任者でもあった。

膨張した軍隊を機成する軍人の俸禄を査定する責任者は監察長官 (mir-bakhshi) であった。士官は皇帝の裁可をえて官位 (manshab) を叙任された一種の高等官であり、監察長官は士官=高等官を奏任する権限も有していた。地租の徴収等財務関係を管轄する最高の責任者は財務長官 (dīwān-i kull) である。最も重責を担う筆頭の長官であるのでワジール (wazīr 大臣) とも呼ばれた。

『アクバル会典』全5部のうち最初の3部のタイトルは第1部「皇室」(manzil-ābādi), 第2部「軍隊」(sipāh-ābādi), 第3部「国土」(mulk-ābādi) となっており、第3部では各州毎の地租の課税と徴税に関する財務関係の記述が中心を占めているので、上に述べた皇室・軍隊・財務の順の3分野の記述配置をとっているといえる。これら3分野の長官は、いわば俗界にかかわるそれぞれの権限の責任者であった。これに対して、宗教・法律にかかわる権限の責任者が司法長官 (šadr al-šudūr) であった。彼は宗教者・宗教施設等への恩賞地 (suyūrghāl, madad-i ma'āsh) の授与を推薦する権限をもっていた。

ムガル朝の官僚体制は、以上のような管財長官・監察長官・財務長官・司法長官の4人の長官に集約される4分野、4長官体制をとっていた。ただし、アクバル時代、管財長官は実際には置かれず、空席のままであった。このポストにはじめて就いたのは、次のジャハーンギール時代のミール・ムハンマド・バーキル (Mīr Muḥammad Bāqir 1614-19 在任) であった [Ali 1985: xxvii-xxix]。

さて、『アクバル会典』第2部「軍隊」の「証書発給の条」(ā'in-i sarānjām-i asnād) には次のような記述がある。引用文中〔 〕内には補足語を記し、()内には原語のスペルや簡単な説明、言い換えを記すことにした。以下も同様である。

取引の取り決めは、心の隠れ家から現われて言葉のやりとりがなされ、ペンを置いて確認がなされ、真正の印章で正しく捺印されたときに達成される。このような文書は証書 (sanad) と呼ばれ、さまざまな人々はこれによって成功する。会計に与る者たちはこの証書書類によって問責を免れ、希望を有する者たちは望みを遂げる。額に公正さの紅がさした善良なる習熟者 (役人) たちは、言行を紙上に書きとどめ、記録を確かなものとする。こうした記録はダフタル (daftar)²⁾ と呼ばれる。皇帝はこの件についても深い注意を払い、適切な方法を指示された。皇帝は公正な性格を有した善良な書き手で理解力のある忠実な者をこの仕事に当て、ダフタルを無欲な習熟者たちの手に委ね、その手綱を自らの監視のもとにつなぎ止めた。それ (ダフタル) は3種を越えることはない。〔その一つ〕 アブワブ・アルマール (abwāb al-māl 財政部門) は国家の地租 (kharāj) に関するものであって、増減の原因を述べ、収納されたあらゆる種類の富がこれに記される。〔次に〕 アルバブ・アッタハーウィール (arbāb al-taḥāwil)³⁾。皇室の支出の状態と、宝庫係たちの収支の調査、種々の購入と売却の出納記録はここにおいて行われる。〔第3に〕 タウジフ (taujih 俸禄簿)。軍隊の俸禄はこれによって支給され、収支状況が記録される。

証書には特別に皇帝の玉璽のみのものがいくつかある。またいくつかは帝国の各部門の印章と署名を付し、次いで皇帝の玉璽が押されるものがある。高官たちの印章が捺印されるものは、多くの場合この方式を取らない。[AA: I, 193-194]

ここではまず、印章を付した証書のもつ重要性を、取引に例をとりながら一般的に説明し、役人たちについても同様であるとして、文書主義の原則が官庁に貫いていることを明らかにしている。またここでは、役人たちの書き記す書類、つまりは役所が、大きく分けると財政部門と皇室関係部門と軍隊関係部門とに3分区されることも明らかにしている。

2) ダフタルには記録したもの、つまり書類や帳簿の意味のほかに、これらを綴じた書類束や書類入れの意味、さらにはこれらの書類束や書類入れを収めた役所や事務所の意味がある。

3) taḥāwil は taḥwil の複数形で、転送・引渡し・貢物等の意。アルバブ・アッタハーウィールは字義的には「転送者」「貢物担当者」の意であるが、ここでは皇室関係部門を意味している。

これは、ムガル朝の官僚体制が、上に述べたように、宗教界にかかわる司法関係部門を別にすれば、皇室と軍隊と財務の3分野によって構成されており、それぞれが管財長官と監察長官と財務長官によって統轄されていたことを前提にして記されたものであることはいうまでもない。ただし、この「証書発給の条」においては財政部門を皇室と軍隊よりも前の筆頭において紹介しているが、ムガル朝の官僚体制の権限と秩序からいっても、これは当然のことであろう。

またこの引用箇所は、証書に皇帝の玉璽が押されたものと、そうではなく高官たちの印章の捺印のみのものとに大別されることも明らかにしている。公文書が皇室発給文書と官庁発給文書とに2類別されることと対応した記述である。

II 勅令の発給手順

勅令の発給手順については、『アクバル会典』第2部「軍隊」の「書記官の条」(ā'in-i wāqī'a-nawīsī) で言及されているので、ここではまずこの条を紹介することにする。

〔これは〕優れた制度であって、帝国にとって不可欠なものであるばかりでなく、すべての集団にとっても必要なものである。これについては古い時代でも述べられているが、今の御代になって真実のものとなった。信頼のおける能筆で公正な14人の書き手(bitikchī)が任命されて毎日2人が任に就き、14日で当番(naubat)が一巡する⁴⁾。また洞察力に応じてこの業務に何人かの適任者たちが〔予備に〕選ばれ、各自は1日だけに備えて待機する。もしかの14人のなかの1人にやむをえぬ事情が生ずれば、彼はその職務に就く幸運をえる。彼らは今日の言葉でコートル(kotal)⁵⁾と呼ばれる。〔書記官は〕皇帝の命令と行動を記録し、帝国の所管長官たちの上奏を記録する。さらに〔皇帝の〕飲食、就寝と起床、立居振舞、幸運と歓待に満ちた後宮で過ごす時間、特別謁見の間および公衆謁見の間への臨席、狩猟の状況、動物の供犠、移動と滞在、忠告、誓願、論言、学術書の聞き取り、喜捨、褒賞、日毎および月毎の勤め、臣下の官位、俸禄、領地、アルマース金(armās)⁶⁾、恩賞地(suyūrhāl)、地租(kharāj)の増減、地代(ijāra)⁷⁾、購入、送金、貢納金(peshkash)、派遣、勅令の発給、玉璽の捺印、奏聞の

4) 英訳者のブロックマンは、2日連続就任の書記官2人のうち1人が毎日交代していく雁行方式により14日で一巡する制度であったと説明しているが、まずそれに違いないであろう[Blochmann 1873: 258 n. 2]。

5) 予備馬、空馬を意味する蒙古語起源のことばで、ここでは正規の役人に対して予備登録の役人をいう。

6) ブロックマンはテキストの irnās を英語版では irmās と読み、armās と読む可能性も指摘しているが[Blochmann 1873: 250 n. 5]、大阪外国語大学のハーシェム・ラジャブザーデ客員教授(Professor Hashem Rajabzadeh)は armās を読む方がよいという。下賜金のこと。

7) ijāra には徴税請負の意もある。

受理、返書の報告、〔臣下たちの〕伺候、辞去、〔伺候〕期間の確定、出廷取り止め、戦争と勝利と和平、貴顕の死亡、動物の闘争と賭け、〔四足動物の〕死、極刑、赦免、大赦、婚姻、出生、チャウガン (chaugān)⁸⁾、チャウバル (chaupaṛ)⁹⁾、双六 (nard)、チェス (shaṭranj)、ガンジファ (ganjifa)¹⁰⁾、並びに天体および地上の諸現象、季節の巡り、事件の報告〔を記録する〕。

賢明で公正な廷臣の一人の承認をえて、この有能な人物（書記官）の書いた日誌 (roz-nāmcha) は皇帝のもとに届けられ、承認をえる。かの書き手（書記官）は記録を清書し、これに自分の印章を押して点検を受け、〔これに〕秘書官 (parwānchī)¹¹⁾ と奏聞官 (mīr-'arṣ)¹²⁾ の印章、並びにかの承認を受けた人物（廷臣の一人）の印章が捺印される。この文書は今日ではヤードダッシュト (yād-dāshṭ) と呼ばれる。腕が立ち信頼のおける一人の能書家 (khwush-nawīs)¹³⁾ が別に任命される。この文書（ヤードダッシュトのこと）が完成すると、彼はそれを受け取って自分のところに置き、趣旨に応じて書面に書き上げ、自分の印章を押してその代りに提出する。これに書記官の印章と署名、および〔関係官庁〕官房 (risāla) 〔の責任者〕¹⁴⁾ と奏聞官と執事 (dārogha) の捺印が付される。この文書はターリーカ (ta'liqa) と呼ばれ、書き手はターリーカナウィース (ta'liqā-nawīs 登記官) と呼ばれる。次いで、上に述べた方法に従って政府の他の高官たちの承認印が押印される。世界の主 (gīti-khudāwand 皇帝) の思い抱くところは、慎重な文書作りがよろしく行われ、時宜に応じ準則に照らして過不足することなく、背徳心のある卑劣漢は追放され、賢明な善良者は信任を受け、また有能者は恐怖から解放され、不実な忘却者はそれにふさわしい扱いを受けることである。

[AA: I, 192-193]

ムガル朝中央政府のおかれた宮廷には、ここに引用した史料で明らかなように、14人の書記官 (wāqi'a-nawīs) が任命され、2人ずつが当番となるが、そのうち1人ずつが毎日

-
- 8) 『アクバル会典』第2部の「余興の条」(ā'in-i nashāṭ-bāzi) でチャウガンが紹介されている [AA: I, 214-215; Blochmann 1873: 297-298]。馬上競技、ポロ。
- 9) 『アクバル会典』第2部の「余興の条」でチャウバルも紹介されている [AA: I, 218-219; Blochmann 1873: 303-304]。4人で演じる賽子遊び。アクバルはファテプル・シークリーの宮殿中庭に碁盤状の競技面を描かせ、カードの代りに女奴隷を使ってこの賽子遊びに興じたことで有名。
- 10) 『アクバル会典』第2部の「余興の条」でガンジファも紹介されている [AA: I, 220-222; Blochmann 1873: 306-308]。カード遊びで、ガンジファ (ganjifa) ともいう。
- 11) 各官庁の官房 (risāla) にあって、関係部署に下す通達 (parwāncha) の作成に係わる役人と思われる。
- 12) 皇帝への上奏文、請願書を取り次ぐ官職。
- 13) 宮廷の文書局 (dār al-inshā') にいる専門の書家。
- 14) リサーラダール (risāla-dār) またはサーヒビ・リサーラ (ṣāḥib-i risāla) と称される官房長 [Qureshi 1966: 82 & n. 44]。

交代する雁行方式によって14日で一巡するようになる制度がとられていた。彼らのうちの事故ある者に代る予備の書記官も待機していた。当番になった書記官の第1の任務は、詳しい日誌を記すことであった。日誌に記録する項目は、引用史料にあるように皇帝の言行からはじまって季節の巡り（天候）、事件報告に至るまで、実に多方面に及んでいる。

この日誌は、官廷に当直している高官の1人の検閲を受けた後¹⁵⁾、彼を通して皇帝のもとに届けられてその承認を受け、しかる後再び当番の書記官の手元に戻される。引用文中に「かの書き手は記録を清書し」とあるのは、担当書記官が事案毎に清書して書類を作成したことをさしていると思われる。この書類は、清書した書記官と検閲担当の高官との署名捺印を付して関係部署に回され、そこで秘書官と奏聞官の署名捺印もなされる。これが「ヤードダッシュ」と呼ばれる書類である。

ヤードダッシュは一般に覚え書や、帳簿、記録を意味するが、ここでは各官庁の部署で保管される「原簿」の意味であろう。勅令の発給手順の上から見るならば、これは勅令の草案用の原簿に当たるものであって、勅令作成の第1段階に相当するものといえることができる。

このヤードダッシュが今度は能書家の手によって、「趣旨に応じて書面に書き上げ」られていく。つまり、勅令は勅令様式の書面、通達は通達様式の書面というように、原簿の内容と目的に応じてそれぞれの様式に書き上げられていくのである。この書面には、これを書き上げた当の能書家の署名捺印がなされるのはいうまでもないが、他に担当した当番書記官、および関係官庁の官房長、それに奏聞官と宮廷執事の署名捺印が付される。こうして所定の様式に従って書かれ、必要な署名捺印の付された文書は「ターリーカ」と呼ばれる。これは「登記簿」の意に近いであろう。そして勅令発給の手順上からすれば、勅令作成の第2段階に相当するもの、といえることができる。

勅令作成の第3段階、つまり最終段階は勅令正本が作成される段階である。これについては、引用史料は「上に述べた方法に従って政府の他の高官たちの承認印が押印される」とのみ記している。領地授与の勅令か、官位認証の勅令か、それとも恩賞地授与の勅令かなど、勅令の性格によって、押印される高官の承認印は異なってくる。そしていずれの勅令にも、最後に表面上段に押されるのが皇帝の玉璽であった。勅令正本が作成される第3段階については、勅令の2形態について述べる次節のなかで紹介することにする。

Ⅲ 勅令の二つの形態

『アクバル会典』によれば、勅令には二つの形態があった。一つは登記勅令 (farmān-i sabtī), もう一つは白地勅令 (farmān-i bayāzī) である。通例の勅令はすべて登記勅令で

15) アブル・ファズル自身、何度もこのような検閲役を果たしている。

あって、これには皇帝の花押と玉璽が不可欠であり、それに加えて関係部署の多くの役人たちの署名捺印が付されることになる。

登記勅令については、先に紹介した『アクバル会典』第2部の「証書発給の条」が詳しい。I節で引用した文に続けて、登記勅令発給の主要な対象を三つに分けて先ず紹介している。

登記勅令。これは三つの場合に発給される。第1は、最高の官職、すなわち宰相職¹⁶⁾、総督職¹⁷⁾、皇子の後見職¹⁸⁾、大貴族職¹⁹⁾、諸侯職 (nāḥiyatī)²⁰⁾、財務長官職 (wizārat)²¹⁾、監察長官職 (bakhshigārī)²²⁾、司法長官職 (ṣadārat)²³⁾ の叙任。第2は、月極め〔の俸禄〕を伴わぬ領地 (jāgīr bidūn-i māhiyāna)²⁴⁾、新たに開かれた国 (征服地) の安堵、それに、土地を領国として授与する場合。第3は、恩賞地、バードローザ (bād-roza)²⁵⁾、荒蕪地 (biqā'-i khīra) の授与の場合である。[AA: I, 194]

すなわち、登記勅令が発給されるのは、第1に宰相、州総督、皇子後見、財務長官等の任命の場合であり、第2に領地の授与、征服地の管轄等の場合であり、第3に恩賞地授与等の場合であった。

『アクバル会典』のこの条は、上の引用文に続けて、領地の授与に関する登記勅令の発給の手続について、なお詳しく記している。著者のアブル・ファズルをはじめとして、当時の関係者たちには自明のことであったであろうが、現在から見れば必ずしもすべてが明らかである訳ではない。しかし興味深い記述であるので、次にこれも紹介してみることにしよう。

ターリーカが用意されると、領地担当局長 (dīwān-i jāgīr) は俸禄 (tankhāh) の支給を承認する。もし閱馬の証明書 (yarligh-i dāgh)²⁶⁾ があれば、再び監察官たち (bakhshiyān) の点検に回され、その証明書の裏側に「特別なり」と記入される。そ

16) 宰相 (wakīl) の職。常設ではない。1574年以降のアクバル時代、僅かに2人の宰相、Muẓaffar Khān Turbatī (1574-76在任)、'Azīz Koka (1594-1602在任) が任命されただけであった [Ali 1985: xxvii-xxviii]。

17) 総督 (sipa-sālār, sipāh-sālār) の職。各州の最高責任者。史料にはハーキム (ḥākīm) としても出てくる。後にはスーバダール (ṣūba-dār) の呼称が普及した。

18) 皇子の後見 (atāliq-i shāhzāda) の職。各皇子に付けられた。

19) 大貴族 (amīr al-umrā) の職。複数。

20) 各地の旧支配者たちの職。

21) 財務長官 (wazīr, dīwān-i kull) の職。

22) 監察長官 (mīr bakhshī) の職。

23) 司法長官 (ṣadr al-ṣudūr) の職。

24) 月極めの俸禄とは、軍役に応じ月額を基準にして算定される俸禄。月俸。これを伴わぬ領地とは、軍役を免除されたまま保有を認められた領地。ブロックマンは、このような領地は bedāgh u maḥallī と呼ばれていたようだという [Blochmann 1873: 261 n. 1]。

25) テキストの注記 [AA: I, 194 n. 2] によると、別の写本では bā-rozāna となっている。日極めで算定された宗教施設、慈善院等への下賜金。日俸。

26) 軍役を伴う領地を保有する者は閱兵閱馬の命に服し、軍馬に閱馬の烙印 (dāgh) を受ける。

して〔支給額が〕計算され、この役所の係官たちは兵籍簿 (chihra-nawisi)²⁷⁾ を作成する。帝国の閩馬関係が終わると、大監察官 (bakhshī-yi buzurg)²⁸⁾ はターリーカを受取り、月俸 (māhiyāna) を定める形で記された文書に自分の署名と捺印を付して認可する。この文書は現在の言葉でサルハット (sar-khaṭ 俸禄証明) と呼ばれる。この文書は他の監察官たちの部署へも送られ、特別の印章が押される。財務長官 (dīwān)²⁹⁾ はこれを自分のところに取り寄せ、月俸および年俸 (sāliyāna) の額を示して皇帝に報告する。領地に関する勅令においては、その題書き ('unwān) のところに「俸禄登記簿 (ta'liqa-yi tan) に記入すべし」と記す。書き手 (bitikchī) たちはこれを証書として保管し、ターリーカに書き上げる。〔この文書は〕最初に財務長官が「登記せり」と書いて確認し、担当部署の捺印とともに、財務長官、監察長官 (bakhshī)³⁰⁾、主計局長 (mushrif-i dīwān) の印章が押され、その上部には皇帝の裁可のあったことが記され、〔再び〕財務長官の確認がなされる。俸禄局長 (ṣāhib-i taujih)³¹⁾ がこの最終のターリーカを手元において点検し、その詳細を〔正本となる〕勅令の裏書 (zīmn) に記録して自分の署名と捺印をする。次いで会計監査官 (mustaufi) が厳重な点検を行ない、署名と捺印をする。この後ナーヅル (nāzir)³²⁾ と監察官たちが署名と捺印をする。次いで財務長官と主計局長と宰相の印章が押される。〔AA : I, 194〕

ここに引用した『アクバル会典』の記述は、登記勅令作成の第2段階に相当する「ターリーカ」の段階から、最終段階の勅令正本が用意されるまでの段階の手続きの過程を記したものであるが、その内容はかなり複雑である。この史料の読み取り方を一案として下に示しておこう。「ヤードダッシュ」をもとにして「ターリーカ」が用意されると、領地授与の勅令を発給するには、俸禄支給業務の担当責任者である領地担当局長の承認をまず受けなくてはならない。領地の受領予定者がすでに閩馬の点検を受けてその証明書を所持している場合は、それをもとにして、監察長官所管の監察省において受領予定者は兵籍簿に登録される。こうして閩馬関係の手続きが終ると、監察長官は件の「ターリーカ」を取り寄せ、それをもとにして俸禄証明 (サルハット) を発行する。これによって当該の俸禄支給は最終的に確認されたことになり、その俸禄額相当の地租収入の見込まれた領地を授与するための勅令発給作業が、さらにこれ以後も淀みなく進められていくことになる。

27) 兵籍簿には各兵士の出身・兵歴・身体的特徴・俸禄といった個人情報が入力される。

28) 監察長官 (mir-bakhshī) のこと。軍人=官僚の俸禄査定の高責任者。

29) この場合は dīwān-i kull と同じ。

30) この場合は mir-bakhshī と同じ。

31) 軍人=官僚対象の俸禄業務を担当する。taujih は俸禄簿。

32) 財務長官を補佐する財務長官補か [Hasan 1967: 239-240]。

すなわち、財務長官はこの俸禄証明をもとにして皇帝に上奏し、当該受領予定者の俸禄額の裁可を受ける。次いで、俸禄登記簿への転記を済ませた後、記録係たちは最終版の「ターリーカ」文書を書き上げる。これには財務長官、監察長官以下の押印が付される。これは、いわば勅令の原本に当るものであり、これにもとづいて勅令の正本が作成される。そしてその裏面には、俸禄局長が最終版「ターリーカ」に照してその内容の要約を裏書として記録するのである。

アブル・ファズルは上に続けて、

現金支給の命令が出された場合も、同様の制度によって授与されるが、この種の勅令 (farmān) は今日の言葉でバラート (barāt 俸禄証書)³³⁾ と呼ばれる。[AA: I, 194] と述べ、宮廷の業務を行なう役人や使用人、皇室直轄の官営工房で働く従業員等への俸給の支給が、領地授与の認可の勅令と同様の発給手続きをとる俸禄証書 (バラート) によってなされていたことを明らかにしている。また恩賞地の授与についても、同じくこの条のなかで次のように述べている。

恩賞地 (suyūrghāl) の場合、〔勅令は〕会計監査官 (mustaufi) に続いて恩典局長 (diwān-i sa'adat)³⁴⁾ の部署に回され、次いで、司法長官 (ṣadr)³⁵⁾ が財務長官の署名捺印の後に自らの印章を押す³⁶⁾。[AA: I, 195]

このような俸給授与のバラートも恩賞地授与の勅令も、領地授与の勅令の場合と同様に、官僚機構の煩瑣な登記手続きを経た後に発給されるものであり、大きくくくってみれば、いずれも登記勅令の範疇に属するものであった。

これに対して、白地勅令は登記の手続きによって遅延したり、関係者以外に周知となったりすることを避けて、緊急、極秘に発給される場合の勅令である。この場合は、玉璽のみを付して皇帝のもとから直ちに発給される。これについては『アクバル会典』第2部の「印章の順位の条」のなかで簡潔に説明されているので、その箇所をここに史料として紹介しよう。

白地勅令。いくつかの勅命 (aḥkām) が遅滞したり誰かに知られたりしないように、皇帝の指令書 (manshūr-i muqaddas 勅令のこと) には玉璽によってのみ飾られるものがあり、これはそのような名 (白地勅令) で呼ばれている。折り重ねた勅令は両端を揃え、新たに〔別の〕紙を結えて封印し、中味が部外者の眼に触れないようにする。封印にはクナール (kunār) やバル (bar), ピーバル (pīpal)³⁷⁾ その他の木の樹脂が使用され

33) 小切手に相当するもので、これを呈示すると俸禄が得られる制度となっていた。

34) 司法長官のもとで恩賞地授与等の賞与問題を担当する責任者。

35) この場合はṣadr al-ṣudūrと同じ。

36) 恩賞地授与の場合は、司法長官が財務長官より上位の責任者であったことを、このような印章押印の先後の記述によって示している。

37) クナールは、テキストの注記 [AA: I, 196 n. 2] にあるように kīkar と同じであれば、アカシア。バルは榕樹、ピーバルは菩提樹。

る。これは蠟のように火で柔らかくなり、冷めると凝固して堅くなる。[AA: I, 196]³⁸⁾このように勅令の封印方法についても、ここでは明らかにしている。

以上に紹介したように、勅令には形態上、大別して登記勅令と白地勅令の2種類のあったことが分る。一般の勅令は登記勅令であった。そこで次に節を改めて、登記勅令の形式について述べることにする。

IV 勅令の形式

勅令は、表の面にも裏の面にも書面として記入される。勅命を文章化した勅令本文はもちろん表面に書かれるが、裏面にも勅令の内容を摘記した裏書や、勅令の登記の過程と確認を示す記入や署名捺印が施されている。表面も勅令本文の記入のみならず、花押、玉璽などさまざまな形式上の約束事が施されている。そこで、勅令の表面から順次その形式を簡単ながら見ていくことにする。

(i) 頭書 (sar-nāma)

勅令表面の最上部に書かれるのが頭書である。神を讃える短い句や縁起のよい文字が、本文よりもやや大き目の文字で書かれる。たとえば *Huwa al-Ghanā* (「自在なる神よ」)、*Huwa al-Akbar* (「偉大なる神よ」)、*Allāhu Akbar* (「神は偉大なり」)、*Bismi-'llāhi'r-Rahmāni'r-Rahīmi* (「大慈大悲の御名にかけて」) や、アルファベット冒頭の文字アリフなどである。これらのいずれかが頭書として書かれるが、それが朱書されることもある。

(ii) 花押 (ṭughrā)

頭書の下に書かれる。花押は皇帝、または皇后や皇子等発給者の名と称号が装飾的な飾り文字で書かれる³⁹⁾。花押とはいえ、これは専門の花押書き (ṭughrā'i) によって書かれることになっていた。全体が正方形か矩形の形となるように工夫され、墨か朱か金泥で書かれるか、あるいはこれらを交じえて書かれる。特に垂直線が独特のリズム感を出すようにして書かれる。このような花押は皇帝の威厳を示すものであるとされる。また皇后の下命書の場合には、花押の代りに題書き ('unwān) がなされることが多い⁴⁰⁾。

38) 「白地勅令」は、英語版では独立した条の扱いとなっているが [Blochmann 1873: 264], このテキストでは「印章の順位の条」の一節として扱われている。ラクナウ版 [AA (Lucknow): I, 242] も大英図書館所蔵写本 BL. Add. 7652, f. 99 a も、独立した条立てとはしていない。

39) たとえばアクバルの花押は *Farmān-i Jalāluddīn Muḥammad Akbar Pādshāh Ghāzī*, ジャハーンギールの花押は *Farmān-i Abu'l-Muẓaffar Nūruddīn Muḥammad Jahāngīr Pādshāh Ghāzī*, シャージャハーンの花押は *Farmān-i Abu'l-Muẓaffar Shihābuddīn Muḥammad Ṣāhib Qīrān-i Ṣānī Shāhjahān Pādshāh Ghāzī*, アウラングゼーブの花押は *Farmān-i Abu'l-Ẓafar Muḥyī'uddīn Muḥammad Aurangzeb 'Ālamgir Bahādūr Pādshāh Ghāzī*.

40) たとえばアクバル時代の皇后マリヤム・ザマーニーの下命書には *Hukm-i Maryam Zamāni* と飾り書きで題書きがなされていた。

(iii) 玉璽 (muhr)

玉璽は、花押とともに施されてあれば、その当該文書の発給者が皇帝その人であること、従ってその文書がまさしく勅令であることを示すものである。『アクバル会典』第1部「皇室」の「玉璽の条」(ā'in-i nigīn-i shāhanshāhi)において、玉璽に関する記述がなされているので、その一部をここで紹介することにしよう。

印章は帝国の三つの部門⁴¹⁾それぞれが使用しているが、あらゆる人々にとっても取引になくてはならぬものである。現治世の初期、刻印師のマウラーナー・マクスード (Maulānā Maqṣūd) が責任者となり、鋼鉄の表面の円周上に〔現皇帝の〕御名とサーヒブ・キラーン (Ṣāhib Qirān ティムール) に至る崇高な先祖たちの名をリカーベ (khaṭ-i riqā' 書簡体) で刻した。そしてその後は〔現皇帝の〕御名だけをナスターリク体で刻み込んだ。また訴訟に関してはミフラブのような形のものが用意され、至高なる御名の周りに次の対句が書かれていた。対句。

公正は神の意にかなうものなり

直路に迷いし者いまだあらず

タムキーン (Tamkīn) は2番目の玉璽を新たに作製した。その後デリーのマウラーナー・アリー・アフマド (Maulānā 'Alī Aḥmad) がこれら二つの構図に改変を加えた。それより小さな円形のはウズーク (uzūk) と呼ばれ、登記勅令 (farmān-i ṣabti) にこれが使用される。大きなものは、そのなかに先祖たちの崇高な名も刻まれ、各地の諸王宛に用いられたが、今日では〔これが〕両用のために使用される。その他の勅令 (aḥkām) 用には方形の玉璽があり、それにはアッラーフ・アクバル・ジャッラ・ジャラールフ (Allāhu Akbar Jalla Jalāluhu)⁴²⁾ と刻されている。後宮の用務のためには、特別の印章が用いられた。また各勅令の末尾に付すために別の印章が用意され、いくつかの形のものに刻された。[AA: I, 47-48]

これによると、アブル・ファズルが『アクバル会典』を書いた当時、アクバルの宮廷にはいくつかの種類玉璽があった。登記勅令用に使用されていた玉璽はウズークと呼ばれる型の円形玉璽であり、王侯に宛てて出される外交文書等に付される玉璽は、ティムールに至る歴代の皇帝・スルターン名の列記とともに、中央に現皇帝名を刻した大型の円形玉璽であった。後になるとこの大型の玉璽が登記勅令にも使用されるようになった、とアブル・ファズルはいう。このほかに方形の玉璽や、後宮の用務のための玉璽、勅令の末尾に付すための玉璽も用意されていたという。アクバル時代のこれらの玉璽のうち、今日その印影をよく眼にすることができるものは、登記勅令と外交文書等に共用されるようになった大型の円形玉璽

41) すでに指摘したように、帝国の皇室と軍隊と財政の3部門をさす。

42) 「アッラーは偉大なり。神の栄光は至高なり」の意。同時に、アクバルの名前である Jalāluddīn Muḥammad Akbar を踏まえたものと解されている。

である。ジャハーンギール時代になると方形の玉璽が多用されるようになり、以後こうした方形玉璽の使用が定着していく。

玉璽はハーレムにおいて皇后のもとに保管されることになっており、そこで勅令作成の最後の段階として押されることになっていた。押印する位置は勅令の上部であるが、花押との組み合わせでその位置が微妙に異ってくる。すなわち、アクバル時代の前期では玉璽は花押の真下に押されていたが⁴³⁾、アクバル時代の後期になってくるとこの配置は逆転して、玉璽は花押の真上に押されるようになり⁴⁴⁾、ジャハーンギール時代およびシャージャハーン時代では玉璽は花押の右側に横に並んで押されており⁴⁵⁾、アウラングゼーブ時代になってくると玉璽は再び花押の真下に押されるようになってくるのである⁴⁶⁾

皇帝の手形を押して親愛の情を示すことがあったが、こういう事例は多くなかった。また、アクバル末期に皇帝の信任の厚かった廷臣アサド・ベグ・カズウィーニー (Asad Beg Qazwini) は、デカン地方に赴任中、アフマドナガルの実力者マリク・アンバル (Malik 'Ambar) に勅令を下すように上奏したところ、皇帝の花押と玉璽のみを付した勅令を受取り、それに必要に応じて文面を草するようにとの命を受けたということであるが [Alam & Subrahmanyam 2000: 124]、こういう事例もまた稀であったはずである。

(iv) 本文

最初の2行は短く、約半分ないしそれ以下の長さで書くのが勅令の決りの形式である。冒頭部では勅令の名宛人の称号と名前、領地や恩賞地の授与の場合は土地の所在地と面積、境界等が記され、それに勅令が発給されるに至った経緯も触れられることがある。次に本文の中心的内容部がくる。勅令本文中に、発給者である現皇帝名が記されることはない。どうしても皇帝名を記す必要のあるときは、本文中のその箇所を空白としておき、皇帝名を上方の余白部に記入するという方法がとられる [Goswamy & Grewal 1967: 135, n. 2]⁴⁷⁾。先帝の名前を記す必要がある場合には、諡で記される⁴⁸⁾。

43) たとえば回歴 967 年 (1559-60) のアクバルの勅令 [Habib 1997: 285]。

44) たとえばアクバルの治世第 40 年 (1595-96) と治世第 48 年 (1603-04) の勅令 [Modi 1903: facing 76]、および治世第 41 年 (1596-97) の勅令 [Goswamy & Grewal 1967: 57]。

45) ジャハーンギール時代については、たとえば治世元年 (1605-06) の勅令 [Goswamy & Grewal 1967: 76]、および治世第 14 年 (1618-19) の勅令 [Modi 1917-20: facing 490]。シャージャハーン時代については、たとえば小稿で紹介する治世第 4 年 (1631-32) の勅令 [Ahmed (Shakeb) 1977: Plate No. 1]。

46) たとえば小稿で紹介するアウラングゼーブ時代の二つの勅令は、このような押印形式をとっている。

47) 中央アジアでも、君主や高名な聖者等を文書中に書こうとする場合、本文中には書き込まず、祈願文とともに余白部に書き記すのが通例となっていたことについては、磯貝 1999: 55 n. 3 参照。

48) 歴代皇帝の諡号は次の通り。バール Firdaus Makāni, フマーユーン Jannat Āshiyāni, アクバル 'Arsh Āshiyāni, ジャハーンギール Jannat Makāni, シャージャハーン Firdaus Āshiyāni, アウラングゼーブ Khuld Makāni, バハドゥル・シャー 1 世 Khuld Manzil。

本文の結論部には、勅令の文面に關係する役人たちを挙げ、彼らが厳正に勅令の内容を実施するよう有無をいわせぬ口調で強調した文章が配される。これは一般に「念押し」(ta'kid u tahdid) と呼ばれる文章であって、いくつかのパターン化した文章のうちの一つが用いられることが多い [Mohiuddin 1971: 69-70; Tirmizi 1989: 250]。

ジャハーンギールやシャージャハーンは、自ら勅令本文を書くことや、1～2行の追加文を書くことがあった。これも皇帝が抱く特別の親愛の気持を示そうとしたものであると考えられるが、こういう事例は多くはなかったようである。

(v) 発給日

勅令の発給日は本文の最末尾に記される。バールとフマーユーンは太陰暦の回暦を使用していたが、アクバルは1584年から春分日を年初とする太陽暦を採用し、これを即位元年まで遡って適用することとした。月名もイラン風の月名を使用した。この新しい暦年法は欽定暦 (Ta'rikh-i Ilāhi) と称された。この暦年法はジャハーンギールによって継承されたが、シャージャハーンは再び太陰暦に変更し、月名にはイラン風の月名の使用も認めた。アウラングゼーブ以降も太陰暦による暦年法を継続し、月名も回暦風になっていく [Tirmizi 1982: 222]。

本文の末尾に近い余白に、サード (šād) の文字の独立形が目につくことがある。これは、皇帝が勅令本文を通覧して承認した際に、その確認の印として「正確なり」(šāḥiḥ) の略号として書かれたものであるといわれる [Sarkar 1963: 221-222]⁴⁹⁾。この時に、先述したように、皇帝が自ら1～2行書き加えることがあった。

次は勅令の裏面である。すでに勅令の発給手順や形態のところで触れておいたように、勅令の裏面はその作成と発給のために諸官庁がどのようなかわりをもったかという過程を、きわめて技術的に開示しているといえる。裏面のうちでも、勅令の内容を把握するうえで重要なのはジムン (zimn) である。

(vi) ジムン (裏書)

ジムンは手紙の包み、封筒を意味したが、勅令等の場合には文書の裏面に記された、証書本文の内容の摘記を意味する。これによって勅令の内容が具体的に確認できる訳である。リチャーズはジムンについて、これを「裏面に明記された明細」(the details specified on the reverse) としているが [Richards 1986: 34 n. 1], 妥当な説明であろう。このジムンによって証書の内容が確認され保証されるのであるから、ジムンはまさに「裏書」に相当する意味合いを有することになるのである。

49) ゴースワミーとグレーワルは、サードの独立形文字はサルカールのというようなšāḥiḥの略号ではなく、「真正なり」(šādiq) の略号であるという [Goswamy & Grewal 1967: 135 n. 1]。しかしながら18世紀末になると、この文字はšāḥiḥの意味の略号として使用されるようになっていった、とも彼らはいふ [Goswamy & Grewal 1969: 96 n. 2]。

(vii) 関係役人の署名捺印

登記勅令の場合、その勅令の作成過程にかかわったすべての部署の役人たちの署名と捺印が、勅令の裏面になされる。この署名捺印は一定の準則に従ってなされるものであり、これについて『アクバル会典』は、先に白地勅令のところで紹介した「印章の順位の条」の冒頭部において、次のように述べている。

勅令と通達 (parwāncha) と俸禄証書 (barāt) には、下端から順次折り目がいくつか加えられる。最初のひだは少し狭い幅で、切り取られた用紙の端のところに宰相 (wakīl) の印章が押され、それに相対する形で、それよりもやや下ったところに財務長官 (mushrif-i diwān) の印章が2番目のひだに半分かかるようにして押される。同様にして、それ (財務長官の印章) よりももっと端 (横端) に近いところに司法長官 (ṣadr) の印章 [が押される]。しかしながらシャイフ・アブドゥンナビー (Shaikh ‘Abd al-Nabī)⁵⁰ とスルターン・ホージャ (Sultān Khwāja)⁵¹ [が司法長官のとき] は、宰相と対等になるように印章を押していた。またそのひだの中央部は、ムヌイム・ハーン (Mun‘im Khān)⁵² やアドハム・ハーン (Adham Khān)⁵³ と同時代のアトカ・ハーン (Atka Khān)⁵⁴ のような、宰相職 (wikālat) に近い位をもった人の [押印する] 場所である。皇室会計官 (mīr-māl)⁵⁵ や管財長官 (khān-sāmān), 秘書官 (parwānchī), および彼らと同等の役人は2番目のひだに、しかも一部が最初のひだにかかるように押印する。財務長官 (diwān) と監察長官 (bakhshī) [の印章] は2番目のひだを越えることはないが、その他の財務官と監察官 (diwān u bakhshī-yi juz) 並びに管財局長 (diwān-i buyūtāt) [の印章] は3番目のひだに、会計監査官 (mustaufi) たち [の印章] は4番目のひだに、そして俸禄局長 (ṣāhib-i taujih) [の

50) アクバルの信任が厚く、シャイフル・イスラーム (Shaikh al-Islām) の称号を有し、アクバルの宗教的権威を容認した1579年のマフザル (宣言) 発表当時の司法長官。しかし間もなく失脚し、1583年獄中で暗殺された。

51) アブドゥル・アジーム (‘Abd al-Azīm)。アブドゥンナビーの後を継いで司法長官となった。1585年死去。

52) フマーユーン時代以来のムガル朝の重臣。ハーニ・ハーナーン (khān-i khānān 大ハーン) の称号を有し、1560年代の前半に2度宰相職についた。1575年死去。彼の伝記研究としてはI. A. Khan 1973が詳しい。

53) アクバルの乳兄弟。1562年、アトカ・ハーン殺害の咎で処刑された。

54) シャムスッディーン・ムハンマド・ハーン (Shamsuddīn Muḥammad Khān)。フマーユーン時代以来のムガル朝の重臣。ハーニ・アザム (khān-i a‘zam) の称号を有し、1562年宰相。しかし同年、宮中でアドハム・ハーンに殺害された。妻ジージー・ベーガム (Jijī Begam) はアクバルの乳母。息子ミールザー・アジーズ・コーカ (Mirzā ‘Aziz Koka) もアクバル時代の高官であった。

55) クレーシーはこの役人を「皇帝の私的な会計官」というように説明している [Qureshi 1966: 52]。

印章] は5番目のひだに〔押印される〕。そして聖なる玉璽が花押の上方で勅令の表面^{おもてめん}を飾る。皇子たちもまた登記証書類 (ta'liqajāt)⁵⁶⁾ の表面に押印する。[AA: I, 195] このように、登記勅令の裏面に関係する役人が署名と捺印をする場合には、最高位に位置する宰相の押印箇所をはじめとして、各役人の押印する場所がそれぞれ定められていた。司法長官となったシャイフ・アブドゥンナビーやスルターン・ホージャが宰相と対等の場所に押印するというような例外はあったようであるが、このような印章の順位による押印箇所の指定の決りは、少くともアクバル時代はほぼ守られていたように思われる。たとえばアクバルの治世第40年(1595-96)にゾロアスター教徒宛に発給された勅令の裏面は、上に記されているような押印の順序が守られていたことを示している [Modi 1903: facing 76]。

以上によって勅令の形式に関する説明をひとまず終え、今度は勅令の具体例を紹介していくことにしよう。

V 勅令 3 例

(1) シャージャハーン治世第4年イスファンダールムズ月(ペルシア暦12月)10日(1632年2月18日)⁵⁷⁾ 発給の勅令。

この勅令の写真版は Ahmed (Shakeb) 1977 の巻末プレート No. 1 と No. 2 にそれぞれ表面と裏面を載せている。またその本文中にも、ペルシア語原文の書き写しとその翻訳を収めている [Ahmed (Shakeb) 1977: 1-5]。ここでは、これらによってこの勅令の概要を示すことにする。

(i) 大きさ 39.5 × 82.5 センチメートル。

(ii) 書体 本文はナスターリーク体。

(iii) 頭書 朱筆で Allāhu Akbar

(iv) 花押 7.0 × 5.5 センチメートル。朱筆と墨筆の併用⁵⁸⁾。

(v) 玉璽 5.7 センチメートル平方。陰刻。花押の右隣に押印。中央にシャージャハーンの称号、周辺時計廻りにジャハーンギールからティムールに至るティムール朝歴代スルターン名。

56) ここでは、皇子名で発給される令旨が主として想定されている。

57) インドでも採用されてきたイギリスの暦法に従い、ユリウス暦によっている。このため、1582年10月5日以降1700年2月28日まではグレゴリウス暦よりも10日遅く、1700年2月29日以降1752年9月2日までは11日遅い。

58) アフメド(シャケープ)の読み取りによると、その記述は Farmān-i Abu'l-Muẓaffar Shihābuddin Muḥammad Ṣāhib Qirān-i Ṣāni Shāhjahān Bādshāh Ghāzī.

(vi) 本文 5行。最初の2行は約3分の1の長さ。全文は以下の通り。

マールワ州マンドソール (Mandasor/*Mandsaur*)⁵⁹⁾ 県 (sarkār) カヤームプール (Qayāmpūr/*Kiampur*) 郡 (pargana) は、ジャーニー・ベグ (Jānī Beg) の息子にして、タリंगाーナ (Talingāna/*Telengana*)⁶⁰⁾ に勤務するラーイクル・イナヤ・ワルマルハマ (Lā'iq al-'Ināya wa al-Marḥama)⁶¹⁾ アマーン・ベグ (Amān Beg) の32万8,795ダーム⁶²⁾相当の領地 (jāgir) に設定されているが、これにつき安堵の上奏があったが故に、世界を従え栄光を極める〔皇帝の〕命令が次のように下された。帝国の諸官庁は、如上の郡が終身上記の者の所領に帰すものであり、変更と改変によるいかなる不利益をも被ることのないものであると承知せよ。この件に関しては安堵されたものと知り、それに従って事運ぶようにせよ。勅命に背違すること勿れ。治世第4年イスファンダールムズ月10日⁶³⁾。

この本文は領地の終身安堵を保証した内容のものである。注目されるのは、マールワ州の西北端に位置するマンドソール県の32万余ダーム税収の見込まれた土地が、遠く隔たったベラール州南端のタリंगाーナ県に任地をもつ受領者アマーン・ベグの領地として、終身安堵されていることである。本文末尾の日付の直前にある文章「勅命に背違すること勿れ」は、勅令の終結部に必ず配されるいわゆる「念押し」の典型的な表現である⁶⁴⁾。

(vii) 裏面 裏面の中央部には6行書きのジムン。ここでは勅令本文の内容が要約して摘記されている。これによって、軍人=官僚の俸禄を統轄する監察長官 (bakhshī al-mulki) にサーディク・ハーン (Ṣādiq Khān) が在任し、ミール・アフマド (Mīr Aḥmad) が当番の書記官 (naubat-i wāqī'a-nawis) のときに、この勅令が作成されたものであることが分る。また裏面に施された署名捺印によって、この勅令の写し (naql) が治世第4年イス

59) 斜線の後のイタリック体は現在表記。以下同様。

60) ハイダラーバード (ゴールコンダ) 州境に近いベラール州最南地方。

61) 称号。「恩恵と好意を受けるに足る者」の意。

62) ムガル朝では、土地の課税評価額が銅銭ダーム (dām) で示されていた。この額は約8,220ルビーに相当する。

63) ペルシア語原文の転写は以下の通り。

Chūn ba-'arḡ-i muqaddas rasid ki pargana-yi Qayāmpūr sarkār-i Mandasor ṣūba-yi Mālwa mablagh-i sih lak u bist u hasht hazār u haft-ṣad u nawad u panj dām ba-jāgir-i Lā'iq al-'Ināya wa al-Marḥama Amān Beg walad-i Jānī Beg ki ta'ināt-i Talingāna ast muqarrar ast. Ḥukm-i jahān-muṭā'-i gardūn irtifā'-i sharaf-i iṣḍār u 'azā-yi rād yaft ki diwāniyān-i 'izām-i mamālik-i nizām pargana-yi maḥkūm-rā ba-taṣarruf-i mushār ilaihi bāz-guzāshṭa tā o zinda bāshad az shawā'ib-i taghyir u tabdil maṣ'ūn u maḥrūs shināsand. Mī-bāyad ki barin mujib muqarrar dānista az jawānib barin jumla rawand. Az farmūda takhalluf u inḥirāf na-warzand. Tahḥiran fi ta'riḥ-i 10 Isfandārmuḡ māh-i ilāhī sana 4.

64) この表現 Az farmūda takhalluf u inḥirāf na-warzand は、パターン化した念押しの文章の一つとして、ティルミジが紹介している [Tirmizi 1989: 250]。

ファンダールムズ月 25 日に財務省 (daftar-i diwān-i a'lā) に回送され、治世第 5 年ファルワルディーン月 (ペルシア暦 1 月) 10 日に監察省 (daftar-i bakhshī al-mulki) に回送され、さらに同月 12 日付で監察長官サーディク・ハーンの署名と捺印のなされたことが判明する。

このような裏面の記録によって文書の伝来を考えると、この勅令の原文書は領地の受領者アマーン・ベグ宛に発給された勅令正本そのものではなく、宮中に残して保管されたその写しである確率が高い。しかしこの文書伝来の問題はもっと多面的に考えてみる必要があるので、ここではこれ以上深く入らないことにする。

(2) アウラングゼーブ治世第 21 年ズール・カーダ月 4 日 (1677 年 12 月 19 日) 発給の勅令。

この勅令の原文書は大英図書館に所蔵。写本番号 Per MS I. O. 4370. Ahmed (Shakeb) 1982 にも紹介されているので、これも参照しながら、この勅令の概要を次に示す。

(i) 大きさ 48.0 × 88.0 センチメートル。

(ii) 書体 本文はターリーク体。

(iii) 頭書 朱筆と墨筆で Bismi-'llāhi'r-Raḥmāni'r-Raḥimi

(iv) 花押 8.0 × 6.5 センチメートル。朱筆と墨筆の併用。

(v) 玉璽 6.8 センチメートル平方。陰刻。花押の真下に押印。中央にアウラングゼーブの称号 Abu'l-Zafar Muḥyi'uddīn Muḥammad Aurangzeb 'Ālamgīr Bahādur Pādshāh Ghāzi と治世第 12 年、回暦 1080 年 (1669-70) の年号。その周辺時計廻りにシャージャハーンからティムールに至るティムール朝歴代スルターン名⁶⁵⁾。

(vi) 本文 9 行。最初の 2 行は約半分の長さ。全文は以下の通り。

このたび至上の勅令が発せられた。アラハーバード州コーラ (Kora) 県ジャージマウ (Jājmau) 郡⁶⁶⁾のカーギー職は、ムハンマド・イシハク (Muḥammad Ishaq) の死去に伴い、ムハンマド・アーシム (Muḥammad 'Āsim) に委ねられ、上記の郡の 100 ビーガー (約 24 町歩) 相当の土地が死去したカーギーから回収されて、職務の遂行といかなる証書押印料 (muhrāna) も婚姻承認料 (nikāḥāna) も徴収しないこと⁶⁷⁾を条件に、裏書 (zimn) に記す如くこの土地が彼の恩賞地 (madad-i ma'āsh) として決定された。これによって、彼はカーギーの職責を本来あるべきように全うし、イスラーム法の普及や、訴訟に対する判決、争論の仲裁、保護者なき者の婚姻、遺産の分割、判決文および公正証書 (sijillāt) の作成、人々の信仰への奨励と金曜礼拝および集団礼拝へ

65) A. D. Khan 1994: facing 56 にこの玉璽の写真を収めている。玉璽中の年号は、この玉璽が刻印された年を示す。

66) コーラ県は東北と西北でアワド州とアグラ州に隣接するアラハーバード州北部の県で、ジャージマウ郡は同県内の北域に位置する。この地方は肥沃なドーアープ地方に属す。

67) カーギーの押印が必要とされる証書の作成や結婚式を主宰してその承認を与える際に、課徴金を要求せず厳正に執行すること。

の誘い、ハッド (ḥadd) 刑罰およびタージュール (ta'zīr) 刑罰⁶⁸⁾の施行、行方不明者および孤児の財産の調査、遺産相続人の決定、公正の確立の諸点において、万全の努力を強めていかななくてはならない。現在および将来の州総督 (ḥākim) たちやアーミル ('āmil 徴税官) たち、受領者 (jāgirdār) たち、カローリー (karorī 徴税官) たちは如上の者を当該地のカージーと認め、前述の土地を彼の用益 (taṣarruf) のために明け渡さなくてはならない。この点に関し、いかなる変更も決して加えてはならない。また地租 (māl u jihāt)⁶⁹⁾の徴収や、あるいは役人接待料 (qunālgha)⁷⁰⁾、進物料 (peshkash)、丈量負担金 (jarībāna)、丈量要員費負担金 (zābiṭāna)⁷¹⁾、徴税要員費 (muḥaṣ-ṣilāna)、証書押印料、監督官費負担金 (dāroghagāna)、無償傭役 (begār)、狩猟支援傭役 (shikār)、⁷²⁾ 村長職 (muqaddamī)⁷³⁾、郡書記職 (qānūngo'ī)⁷⁴⁾ といった課徴金 (ikhrājāt) の徴収、並びに境界画定後の年毎の丈量 (zabṭ-i har-sāla ba'd az tashkhiṣ-i chak)⁷⁵⁾ や耕作の反復〔の強制〕、さらには、あらゆる財政的負担や国家的要求 (muṭālibāt-i sulṭāni) によって、〔カージーに〕妨害が加えられることがあってはならない。この点 (カージーの恩賞地) に関し、年毎に新たな証書を要求してはならない。またもし〔カージーが〕他の郡に代替地を求めても、それは認められない。如上の郡の住民たちすべての者は、彼の署名と押印のある文書や証明書、判決文や公正証書をば真正なものと受け止めるようにせよ。治世第21年ズール・カーダ月4日書了せり⁷⁶⁾。この勅令本文は、ムガル朝時代に数多く発給された恩賞地授与の勅令に見られる典型的な

68) ハッド刑罰は姦通、飲酒、窃盗などに対するコーランに規定された刑罰。タージュール刑罰は文書偽造、詐欺、恐喝などに対するカージーの自由裁量による刑罰。

69) ジハート (付加税) がマール (地租) とセットの熟語として用いられ、この熟語がマール単独と同じく地租の意を表わすことについては、I. Habib 1999: 283-284 参照。

70) この語の用例や qunughla, qonārgha, qonālgha 等の変化形については、I. Habib 1999: 288, n. 33 参照。

71) ジャリーバーナは土地丈量に伴う費用の負担金。ザービターナは土地丈量要員の報酬として土地1ピーガーの丈量につき銅銭1ダームの支払いを求めた負担金 [Habib 1999: 253-254]。

72) 狩場にあてられた地域の農民が1回限りの狩猟行事のために、狩場の整備や道路の補修、荷持の運搬、動物の囲い込みなどの傭役を課されること [Habib 1999: 289, n. 44]。

73) 村長の役得として、当該村落の徴税額の5パーセント (dah-nīm) を徴収すること [Habib 1999: 162-163]。

74) 郡書記の役得として、当該郡の徴税額の1パーセント (ṣad-do'īの半分) を徴収すること [Habib 1999: 334-335]。

75) この語句を本文中のように解釈することについては、I. Habib 1999: 256, n. 82 参照。

76) ペルシア語原文の転写は以下の通り。

Dar in waqt farmān-i wālā-shān ṣādir shud ki khidmat-i qaṣā'-i pargana-yi Jājmau tābi'-i sarkār-i Kora muṣāf ba-ṣūba-yi Allāhābād az intiqāl-i Muḥammad Ishaq ba-Mullā Muḥammad 'Āṣim wa mu'āzi-yi yak-ṣad bigha zamīn az pargana-yi mazbūr az bāz-yāft-i qāzi-yi mutawaffi ba-sharṭ-i khidmat wa 'adam-i aḥad muhrāna u nikāḥāna dar wajh-i ↗

文体であるということが出来る。とりわけ、恩賞地受領者、この場合は新任カーギーのムハンマド・アーシムが免除されている各種の課徴金の具体例を列記する方式は、すでにアクバル時代初期の1559年発給の勅令中に見られ、以後ムガル朝時代を通じてほとんど同じ表現が用いられていたという [Habib 1999: 343, n. 7]。

(vii) 裏面 裏面の中央部にシカスタ体細字8行書きのジムン。その左下に斜め書きナスタリーク体5行の、恩賞地に関する内容の略記。当番の書記官はハビーブッラー (Ḥabību'llāh)。司法長官リズウィー・ハーン (Rizwī Khān) はじめ4人の大型の印章が下部と中央部に押されている。

なお、裏面右上隅には、「ブライス (Price) 殿より1815年6月15日寄贈」とペン書きされ、中央上部にイギリス東インド会社図書館の蔵書印が押されている。

(3) アウラングゼーブ治世第27年第2ジュマダー月21日(1684年5月26日)発給の勅令。原文書は大英図書館に所蔵。写本番号はPer MS I.O. 4435. Ahmed (Shakeb) 1982に、これも紹介されている。

- (i) 大きさ 43.0 × 62.5 センチメートル。
- (ii) 書体 本文はターリーク体。
- (iii) 頭書 写真版では不明。
- (iv) 花押 7.5 × 7.0 センチメートル。朱筆と墨筆の併用。
- (v) 玉璽 (2) の勅令のものと同一。
- (vi) 本文 7行。最初の2行は約半分の長さ。全文は以下の通り。

このたび至上の勅令が発せられた。アワド州ラクナウ県サンディーラ (Sandīra) 郡の

↙ madad-i ma'āsh-i ḥasb al-ẓimn muqarrar bāshad ki ba-lawāzim u marāsīm-i ān ka-mā yanbaghī pardāzad wa dar nashr-i shar'iyāt wa qaṭ' u faṣl-i qazāyā u mu'āmalāt wa raf' u daf'-i da'āwī u khuṣūmāt wa 'uqūd-i ankiḥa bilā-walī wa qismat-i tarkāt wa kitābat-i ṣukūk u sijillāt wa taḥrīz u targhib-i mardum ba-ṭā'āt u 'ibādāt wa iqāmat-i jum'a u jamā'āt wa ijrā-yi ḥudūd u ta'zīrāt wa taḥqīq-i amwāl-i ghaib u aitām wa ta'aiyun-i auṣiyā wa naṣb-i qawām masā'i-yi maufūra ba-taqdīm rasānad. Bāyad ki ḥukkām wa 'ummāl wa jāgirdārān wa karoriyān-i ḥāl u istiqbāl mushār-ilaihi-rā qāzī-yi ānjā dānand wa arāzī-yi maẓkūra-rā ba-taṣarruf-i o bāz guzārand wa aṣlan u muṭlaqan taghaiyur u tabdīl badān rāh na-dihand. Wa ba-'illat-i māl u jihāt wa ikhrājāt miṣl-i qunalgha wa peshkash wa jarībāna wa zābiṭāna wa muḥaṣṣilāna wa muhrāna wa dāroghagāna wa begār wa shikār wa muqaddamī wa qānūngo'i wa zaḅṭ-i har-sāla ba'd az tashkhiṣ-i chak wa takrār-i zir'āt wa kull takālīf-i diwānī wa muṭālibāt-i sulṭānī muzāḥim na-shawand wa darīn bāb har-sāl sanad-i mujaddad na-ṭalaband. Wa agar dar maḥalī-yi dīgar chīzi dāshṭa bāshad ān-rā i'tibār na-kunand. Ṭarīq-i jumhūr-i sakana u mutawaṭṭīn-i pargana-yi maẓkūr ān-ki khuṭūṭ u qabālāt wa ṣukūk u sijillāt-rā ba-khaṭ u muhr-i o mu'tabar shumurand. Chahārum Zū al-qa'da sāl-i bist u yakum az julūs-i iqbāl-i mānūs samṭ-i taḥrīr yāft.

150 ビーガー（約36町歩）相当の、耕作に適した休閑中の免税地が、裏書に記す如くアジャーイーブ夫人（Musammāt 'Ajāyib）その他の者たちへの恩賞地として決定された。これによって、彼女たちはそこから上がる収益をただ自分たちの生活の糧とし、永遠に尽きぬ帝国の安定のための祈禱に専念するように。現在および将来の州総督たちやアーミルたち、受領者たち、カローリーたちは上述の土地を測量し、境界を画定し、彼女たちの用益に供さなくてはならない。この点に関し、いかなる変更も決して加えてはならない。また地租の徴収や、あるいは役人接待料、進物料、丈量負担金、丈量要員費負担金、徴税要員費、証書押印料、監督官費負担金、無償傭役、狩猟支援傭役、5パーセント課徴金（dah-nīmi）⁷⁷⁾、村長職、郡書記職といった課徴金の徴収、並びに境界画定後の毎年の丈量や耕作の反復〔の強制〕、さらには、あらゆる財政的負担や国家的要求によって、妨害が加えられることがあってはならない。この点に関し、年毎に新たな証書を要求してはならない。またもし〔彼女たちが〕他の郡に代替地を求めても、それは認められない。治世第27年第2ジュマーダー月21日記せり⁷⁸⁾。

この勅令も恩賞地授与を定めたものであって、(2)で紹介したアウラングゼーブ治世第21年の勅令と比べるとやや短い文面であるが、双方には相似た表現の共通していることが分る。とりわけ「現在および将来の州総督たちやアーミルたち」以下の表現は非常によく似ており、課徴金の取り立てを禁じた表現に至っては、ほとんど全く同一である。これは、恩賞地授与などの勅令には所定の雛形の文例があって、関係の役人たちはこれに従って勅令の本文を草していたことを示している。治世第21年の勅令は新任のカーギーに100ビーガーの土地を恩賞地として与えるものであったが、この治世第27年の勅令はアジャーイーブ夫

77) 村長職 (muqaddamī) と対にして使用され同一のことを指す場合が多いが、もとの意味は村毎の地租徴収額の5パーセントを村長と郡書記との間で折半する形の課徴金。5パーセントは最高限度で、実際の徴収率は各地方によって異っていた [Habib 1999: 162, n. 14]。

78) ペルシア語原文の転写は以下の通り。

Dar in waqt farmān-i wālā-shān šādir shud ki muwāzī-yi yak-šad u panjāh biḡha zamīn-i uftāda lā'iq-i zirā'at khārij-i jam' az pargana-yi Sandīla sarkār-i Lakhnau muzāf-i šūba-yi Awadh dar wajh-i madad-i ma'āsh-i Musammāt 'Ajāyib wa-ghairhā ḡasb al-ḡimn muqarrar bāshad ki ḡāšīlāt-i ān-rā širf ma'īshat-i khwudhā namūda ba-du'ā'-i naḡn-i daulat-i abad ḡarāz ishtighāl numāyand. Bāyad ki ḡukkām wa 'ummāl wa jāgirdārān wa karoriyān-i ḡāl u istiḡbāl zamīn-i maḡkūra-rā paimūda wa chak basta ba-tašarruf-i ānhā guḡārand wa ašlan u muḡtalaqan taghaiyur u tabdil badān rāh na-dīhand. Wa ba-'illat-i māl u jihāt wa ikhrājāt miš-i qunalgha wa peshkash wa jaribāna wa ḡabiḡāna wa muḡaḡ-šīlāna wa muhrāna wa dāroghagāna wa begār wa shikār wa dah-nīmi u muqaddamī wa qānūngo'ī wa ḡabḡ-i har-sāla ba'd az tashkhiš-i chak wa takrār-i zirā'at wa kull takālīf-i dīwānī wa muḡālibāt-i sulḡānī muzāḡhim na-shawand wa darīn bāb har-sāl sanad-i mujaddad na-ḡalaband. Wa agar dar maḡālī-yi digar chizī dāshta bāshad ān-rā i'tibār na-kunand. Bist u yakum Jumādā al-šāniya sāl-i bist u haftum az julūs-i wālā niwishta shud.

人以下 12 人の女性たちに 150 ビーガーの土地を恩賞地として与えるものであった。

12 人の女性たちがどういう人々であったのか、この勅令からは判然としない。恐らく、ラクナウ県サンディーラに所在する慈善施設か宗教施設に属する人々と考えて間違いないであろう。

上の二つの恩賞地授与の勅令本文に示されている事例から、この種の勅令は次のような内容を含むものであることが分る。第 1 は州・県・郡によって明示された恩賞地の所在地と面積、第 2 は恩賞地を受ける者の名前、第 3 は免税特権を有した用益権の承認、第 4 に恩賞地の授与を認められる代りに、カーギーにはその本来の職責を全うすること、宗教者等には帝国の安定の永続のために専心祈禱することが期待されていたこと、第 5 に恩賞地受領者は課徴金、付加税等の徴収が免除され、年毎の新証書の提示を求められないこと、第 6 に恩賞地受領者は別のところに代替地、ないし交換地を求めることができないこと、以上の 6 点である。先に (1) で紹介したシャージャハーン治世第 4 年の勅令に見られるように、領地の授与を認める勅令本文でも、第 2 点までは共通している。

(vii) 裏面 裏面の中央部にはシカスタ体で記された 5 行書きのジムンがある。そしてそのすぐ下には、別筆で「子の年の秋作から」(az kharīf-i sijqān-yīl) と大きく斜めに書かれている。この十二支獣暦の表記によって、この恩賞地の耕作の実際の発効が 1684 年 (甲子年) の秋作からであったことが明らかとなる。

さらにこの十二支獣暦の表記のさらにすぐ下には、6 人ずつ 2 行にわたって恩賞地受給者である女性たちの名前と、150 ビーガーの土地のうち各自が受領する地積のビーガー数による内訳が、アラビア文字の字母数値 (siyāq) によって示されている⁷⁹⁾。

裏面の最下段中央にはターリーク体の 2 行書きがあって、これによってこの勅令が司法省の官房 (risāla-yi ṣadārat) で用意され、時の司法長官がシャイフ・マフドゥーム (Shaikh Makhdūm)、当番の書記官がムハンマド・カーシム (Muḥammad Qāsim) であったことが分る。印章はシャイフ・マフドゥームのものをはじめ、4 つの比較的大型のものが押印されている。

79) 各女性の名前にはすべて敬称の夫人 (musammāt) が冠されているが、これを省略して各自の保有ビーガー数を示すと、以下の如くである。アジャーイーブ 20, アッカ (Akkan) 15, ファージラ (Fāzila) 15, ジャーニー (Jāni) 15, ハディージャ (Khadīja) 15, ハフィーザ (Ḥafīza) 10, バドリー (Badli) 10, マンドゥー (Mandū) 10, サマドゥー (Ṣamadū) 10, ファージラ 10, ハディージャ 10, フロズ・ハートゥーン (Furoz Khātūn) 10。同一名が 2 組あるが、もちろん別人である。

おわりに

IV節で勅令の形式を説明した際、裏面に署名捺印する関係役人たちの印章の位置が、『アクバル会典』の「印章の順位の条」にあるように、細かく規定されていたことを紹介した。そこでの引用箇所によれば、勅令等には下端からいくつかの折り目が順次つけられていき、最初のひだは少し狭い幅に設定されていたという。このように折り目は一体どのようにしてつけられたのであろうか。

その具体的な方法について史料は黙して語らないが、恐らくは、勅令の表面を内側にして下から適当に巻いていき、しかる後にこれを押えつけて折り目をつけたものと思われる。このように推定するのは、イランでは文書の書き面を内にして巻き、これを押えつけて平にする方式がとられていたということであり [Busse 1991: 312], ムガル朝でも同様の方式が採用されていたのではないかと考えられるからである。折り目が花押や玉璽の上にくることは、当然のことながら避けられたであろう。折り目をいくつつけ、ひだの数をいくつにしたかは、勅令の長さによって異ったはずである。先に紹介した「印章の順位の条」で示されている印章の押印箇所は、長大な典型的証書の事例を示したものであろう。実際の証書に押印される印章の数はこれよりもはるかに少なく、従って印章の押印されているひだの数もそれほど多くはない。V節で紹介した勅令3例のうち、2番目の勅令は全体で5折6ひだ、3番目の勅令は4折5ひだであったのではないかと推定される。1番目の勅令は現物の写真版を取り寄せることができなかつたので、推定は不可能である。

この時代の勅令は、ヒマラヤ山麓で生育する良質パルプ材を原料にした上質の厚手の紙を使用し、これを研磨した上に書かれたものである。これを、最下段のひだの幅が狭くなるようにゆるく巻いて押えつければ、確かに上部のひだほど幅が広くなっていく。

勅令の伝達方法並びに受け取り方について、『アクバル会典』は「印章の順位の条」の最後のところで、次のように記している。

封印されたもの(勅令)は、金製の外被(ghilāf)で包装される。皇帝は豊潤を神への敬意と考えられるからである。高等官(manṣabdār)たちや禁衛隊員(aḥadi)たちや歩兵(piyāda)たちが〔当該の〕人物のところに届ける。福音を伝える一行が到着すると、適当と認められたところまで出向いてさまざまな饗応を施し、〔勅令を〕頭頂にいただいて感謝の気持を叩頭拝(sujūd)で示し、恩寵の程度または希望実現の状況に応じて〔伝達者たちに〕謝礼する。皇帝の命によって、上奏文(‘arā’iz)の封筒(kharit)もまた同様の仕方で包装される。〔これによって書面に〕改変が加えられることはない。この優れた考案によって混乱は消滅し、種々の邪悪な試みは停止した。[AA: I, 196]

このように、勅令の伝達も受取りも極度に形式化した方法でなされていた。ジャドゥナート・サルカールは、ムガル朝に臣従するデカン地方の王侯のなかには自分の都から6～8マ

イル離れたところに勅令館 (farmān-bārī) と呼ばれる館を建てて、毎回そこまで自ら出向いて、事前に知らされていた勅令の伝達を受けていた者がいた例を紹介している [Sarkar 1963: 223 n.]。

以上、文書主義の社会であったとされるムガル朝時代の勅令について、その発給の手順や、形態、表記の形式などの検討を行ない、また勅令の実例として三つを紹介した。しかしながら、判読の困難な印章の印字や、崩し書きのシカスタ体で書かれた勅令の裏面の方の検討は、今回は十分には果たすことができなかった。勅令の発給、伝達とは逆の方向に文書が流れる上奏文についての検討や、古代インド以来の印章の役割、書記制度の発達などの究明とともに、残された課題である。

最後になったが、勅令本文の判読などに援助して下さった大阪外国語大学のハーシュム・ラジャブザーデ客員教授に厚く御礼申し上げる。

参 考 文 献

- AA : Abu'l-Fazl, *Ā'in-i Akbarī*, ed. H. Blochmann, 2 vols. Calcutta, 1867–1877.
- AA(BL) : Abu'l-Fazl, *Ā'in-i Akbarī*, MS., British Library, Add. 7652.
- AA(Lakhnau) : Abu'l-Fazl, *Ā'in-i Akbarī*, ed. Nawal Kishor, 3 vols. Lakhnau, 1869.
- Ahmed (Shakeb), Mohd. Ziauddin (ed.) (1977) *Mughal Archives: A descriptive catalogue of the documents pertaining to the reign of Shah Jahan (1628–1658)*, Vol. I : Durbar papers and a miscellany of singular documents. Hyderabad.
- Ahmed (Shakeb), Mohd. Ziauddin (1982) *A Descriptive Catalogue of Miscellaneous Persian Mughal Documents from Akbar to Bahadur Shah II*. London, typescript.
- Alam, Muzaffar & Sanjay Subrahmanyam (2000) Witnessing Transition: Views on the end of the Akbari dispensation. In: *The Making of History: Essays presented to Irfan Habib*, ed. K. N. Panikkar, Terence J. Byres & Utsa Patnaik. New Delhi, 104–140.
- Ali, M. Athar (1985) *The Apparatus of Empire: Awards of ranks, offices and titles to the Mughal nobility (1574–1658)*. Delhi.
- Blochmann, H. (1873) *The Ain i Akbari by Abul Fazl Allami*, translated from the original Persian, Vol. I. Calcutta (reprint, Osnabrück, 1983).
- Busse, H. (1991) Diplomatic, iii–Persia. *Encyclopaedia of Islam*, new edition, Vol. II. Leiden, 308–313.
- Goswamy, B. N. & J. S. Grewal (1967) *The Mughals and the Jogis of Jakhbar*. Simla.
- Goswamy, B. N. & J. S. Grewal (1969) *The Mughal and Sikh Rulers and the Vaishnavas of Pindori: A historical interpretation of 52 Persian documents*. Simla.
- Habib, Irfan (1997) Three Early Farmāns of Akbar, in Favour of Rāmdās, the Master Dyer. In: *Akbar and his India*, ed. Irfan Habib. Delhi, 270–287.

- Habib, Irfan (1999) *The Agrarian System of Mughal India, 1556-1707*, 2nd revised edition. Delhi (1st edition, Bombay, 1963).
- Hasan, Ibn (1967) *The Central Structure of the Mughal Empire and its Practical Working up to the Year 1657*, reprint. Karachi (1st edition, 1936).
- Husain, Iqbal (1997) Akbar's Farmāns: A study in diplomatics. In: *Akbar and his India*, ed. Irfan Habib. Delhi, 66-78.
- Husain Khan, Yusuf (ed.) (1950) *Selected Documents of Shāh Jahān's Reign*. Hyderabad.
- Husain Khan, Yusuf (ed.) (1953) *Selected Waqai of the Deccan (1660-1671 A. D.)*. Hyderabad.
- Husain Khan, Yusuf (ed.) (1958) *Selected Documents of Aurangzeb's Reign, 1659-1706 A. D.* Hyderabad.
- 磯貝健一 (1999) 17世紀初頭ブハラ之死地蘇生文書について 『史林』82(2), 32-68.
- 岩武昭男 (2000) ワクフ文書の形式 『歴史学研究』737, 24-33.
- Jarrett, H. S. (1891) *The Ain i Akbari by Abul Fazl Allami*, translated from the original Persian, Vol. II. Calcutta (reprint, Osnabrück, 1983).
- Jarrett, H. S. (1894) *The Ain i Akbari by Abul Fazl Allami*, translated from the original Persian, Vol. III. Calcutta (reprint, Osnabrück, 1983).
- Khan, A. D. (1994) *Diplomatics of the Soyurghal Farman of the Great Mughals (1556-1707)*. Allahabad.
- Khan, Iqtidar Alam (1973) *The Political Biography of a Mughal Noble: Mun'im Khan Khan-i Khanan, 1497-1575*. New Delhi.
- 近藤 治 (1984) インド(中世) 島田虔次他(編) 『アジア歴史研究入門』5 同朋舎, 93-145.
- 久保一之 (1996) イスラーム期中央アジア古文書学の成果と16世紀ブハラーの法廷文書書式集 『東洋学報』78(2), 192-216.
- Modi, Jivanji Jamshedji (1903) The Parsees at the Court of Akbar, and Dastur Meherji Rānā. *Journal of the Bombay Branch of the Royal Asiatic Society*, Vol. XXI, 69-245.
- Modi, Jivanji Jamshedji (1917-20) A Farmān of Emperor Jehangir in Favour of Two Parsees of the Dordi Family of Naosari, with Other Cognate Documents of the Mogul Times. *Journal of the Bombay Branch of the Royal Asiatic Society*, Vol. XXV, 419-490.
- Mohiuddin, Momin (1971) *The Chancellery and Persian Epistolography under the Mughals, From Bābur to Shāh Jahān (1526-1658)*. Calcutta.
- Qureshi, I. H. (1966) *The Administration of the Mughul Empire*. Karachi.
- Richards, John F. (1986) *Document Forms for Official Orders of Appointment in the Mughal Empire*, translation, notes and text. Cambridge.
- Sarkar, Jadunath (1963) *Mughal Administration*, 5th edition. Calcutta (1st edition, 1921).
- Tirmizi, S. A. I. (1979) *Edicts from the Mughal Harem*. Delhi.
- Tirmizi, S. A. I. (1982) Medieval Indian Diplomats. *Proceedings of the Indian History Con-*

gress, 43th Session. 211-231.

Tirmizi, S. A. I. (1989) *Mughal Documents (1526-1627)*. New Delhi.

Tirmizi, S. A. I. (1995) *Mughal Documents (A. D. 1628-59)*, Vol. II. New Delhi.

(佛教大学文学部)